

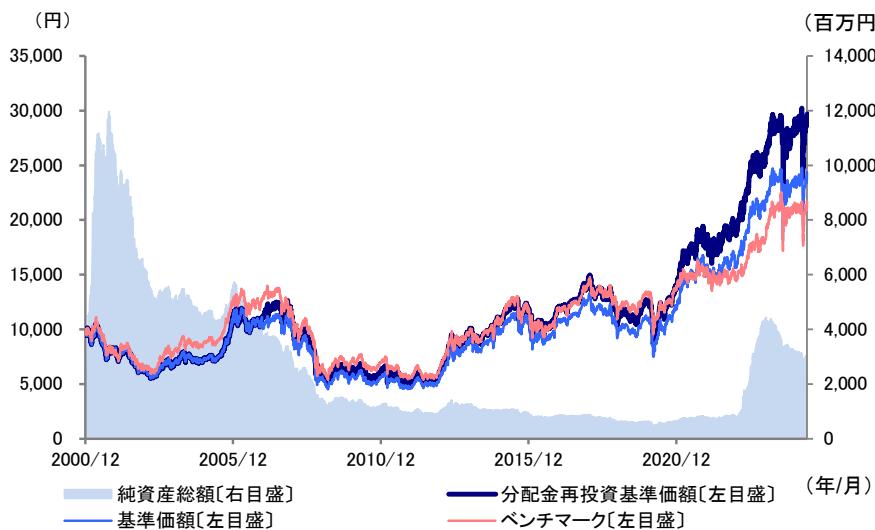
明治安田セレクト日本株式ファンド
《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

作成基準日：2025年5月30日
資料作成日：2025年6月6日

【日本経済新聞掲載名】初くんJ

基準価額・純資産総額の推移



※ ベンチマークは東証株価指数(TOPIX)です。

※ ベンチマークは設定日前日を10,000として指数化しています。

※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

基準価額・純資産総額

基準価額	24,378円
前月末比	1,278円
純資産総額	3,079百万円

分配金実績

第20期	2020/12	100円
第21期	2021/12	220円
第22期	2022/12	270円
第23期	2023/12	130円
第24期	2024/12	350円
設定来累計		2,560円

※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額

※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

期間別騰落率

期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	5.5%	5.1%	6.6%	3.8%	67.2%	197.1%
ベンチマーク	5.0%	4.5%	4.5%	1.0%	46.5%	115.9%

※ 謄落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

資産別構成

	比率
国内株式	98.1%
株価指数先物	—
短期金融資産等	1.9%

組入上位10業種

	比率
1 電気機器	15.7%
2 銀行業	10.1%
3 情報・通信業	8.8%
4 サービス業	7.9%
5 機械	6.6%
6 その他金融業	5.4%
7 卸売業	5.2%
8 輸送用機器	5.1%
9 小売業	4.3%
10 不動産業	3.8%

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	比率
1 クレディセゾン	その他金融業	2.9%
2 エムアップホールディングス	情報・通信業	2.9%
3 トヨタ自動車	輸送用機器	2.9%
4 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.8%
5 ソニーグループ	電気機器	2.6%
6 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.6%
7 MTG	その他製品	2.0%
8 東日本旅客鉄道	陸運業	2.0%
9 日立製作所	電気機器	1.9%
10 丸紅	卸売業	1.9%

※比率は純資産総額に対する割合です。

※業種は東証33業種分類です。

設定・運用は

最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田セレクト日本株式ファンド
《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

作成基準日：2025年 5月30日
資料作成日：2025年 6月 6日

【日本経済新聞掲載名】初くんJ

市場動向

国内株式相場において、東証株価指数(TOPIX)は上昇しました。米英両国が貿易協定締結に合意し米中貿易協議において進展がみられたことから、米国関税政策を巡る悲観的な見方が後退し、月半ばにかけて上昇しました。その後は、日米関税交渉において為替が議論されるとの見方から上値が重い場面がありましたが、月末近くには米国政府がEU(欧州連合)に対する関税の発動期限を延長したことが支援材料となり、再び上昇しました。

運用経過

基準価額の騰落率は前月末比5.5%の上昇となりました。

- ・銘柄選択は、MTG(その他製品)、アドバンテスト(電気機器)、QPS研究所(情報・通信業)等がプラス寄与となりましたが、システムズ(電気機器)、コンコルディア・フィナンシャルグループ(銀行業)、ディー・エヌ・エー(サービス業)等がマイナスに影響しました。
- ・業種配分は、精密機器、医薬品をアンダーウェイトしていたことがプラスに寄与しました。一方、不動産業をオーバーウェイトしていましたこと、証券、商品先物取引業をアンダーウェイトしていたことがマイナスに影響しました。
- ・主な買付銘柄は、伊藤忠商事、京セラ、TBSホールディングス、主な売却銘柄は、三井物産、三菱商事、東京海上ホールディングスなどです。

今後の運用方針

銘柄選定にあたっては、企業を取巻く経済・社会環境および事業環境の変化に対応して、今後成長が期待できる産業分野の中から、継続して成長が期待でき、質の高いと判断される銘柄を厳選の上、中長期的な観点から投資します。株式の組入比率は、純資産総額に対して原則として高位を保ち、業種分散、流動性等に配慮のうえ投資します。

銘柄紹介

2975 スター・マイカ・ホールディングス

同社は中古マンションの取得からリノベーション、賃貸、販売までを手掛ける不動産会社で、リーマンショックを乗り越えた20年以上の実績があります。2024年11月期決算時点(同社調べ)では、多くの不動産業者が競合する中、中古マンションの保有戸数で全国No.1の地位を確立しています。

同社の強みは、オーナーチェンジ(以下、OC)物件を取り扱っている点です。OC物件とは、賃貸中の不動産を入居者が居住したまま売買する物件のことで、OC物件を購入しても入居者が退去するまでは住むことができません。そのため、通常の空室物件よりも割安に購入できるという特徴があります。また、首都圏と地方中核都市を主要エリアとしているため、同社が取り扱う築10年以上の中古ファミリーマンションは、築年数が経過しても成約価格が下落しにくいという特徴があります。入居者が退出した後クリーニングやリノベーションを施して再販することで、新築や一般的な中古物件と比較し着実に収益を計上できるビジネスモデルを構築しています。OC物件事業は資金繰りの難しさから参入障壁が高いとされています。しかし、同社は「大数の法則」に基づき複数のOC物件をポートフォリオとして管理しているため、一定の割合が退去した場合の返済計画等を銀行へ説明することで融資を獲得するという手法を取っています。こうした資金調達力の高さも同社の強みになっています。

直近では、購入戸数に占めるOC物件の割合を高めることで都市部集中戦略を推進しています。2024年11月期決算の業績は売上高・売上総利益ともに過去最高を記録しました。中期経営計画で掲げた3年分の成長目標を1年で達成したことが市場で評価され、PBR1倍割れを脱しました。定量目標の1つであったEPS成長率が+5%から+14%に上方修正されたほか、愚直な経営戦略の遂行により販売事業期間の短縮や空室物件の利益率改善に繋がっています。新築分譲マンションの供給戸数が減少し、不動産価格の上昇が続く現在の市況は、同社にとって追い風となっており、今後も着実な業績拡大が見込まれると考えています。

※ 上記で紹介している会社は当ファンドのご理解を深めていただくために当該会社の開示資料等を基に明治安田アセットマネジメントが独自に作成したものであり、銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

今月のトピック

米国の関税発動と撤回の歴史—今回も韻を踏む？

歴史を振り返ると、米国は国内産業の保護や防衛強化などを目的に関税を発動することが度々ありました。米国景気が悪化すると政権に対する支持率が低下し、貿易赤字が膨らむと関税率を引き上げます。その結果、非関税国から報復関税や物価高騰といった反発が起こることで、最終的には数年以内に関税率を引き下げるを得なくなるという流れが歴史上繰り返されてきました。以下では、これまでに起きた代表的な5つの関税ショックが、どのようにして撤回、緩和されたのかを時代背景とともに振り返ります。

1930年——スムート＝ホーリー関税法と「反省」の幕開け

スムート＝ホーリー関税法とは、1930年に米国で制定された保護貿易主義的な法律です。第二次世界大戦の遠因のひとつともされ、世界経済に深刻な影響を与えた歴史的な出来事として知られています。大恐慌の影響により、関税は約40%まで引き上げられました。その結果、輸出は約70%も減少し、世界全体の貿易規模はおよそ3分の2まで縮小したといわれています。そのわずか4年後、ルーズベルト政権は互恵通商協定法を制定しました。大統領に関税を引き下げる権限を与え、米国は関税を段階的に引き下げました。

1980年代——半導体自主規制が「自壊」した理由

1980年代は日本のメモリ半導体産業が世界を席巻していました。米国は自国産業保護のため、1986年に日米半導体協定を締結し、日本製DRAM^{*1}に対して輸出数量の制限と最低価格の設定を行いました。しかし、その後から米国のパソコンメーカーは日本製メモリの代わりに台湾や韓国製のメモリに切り替え、協定で定められた輸出枠は形骸化していました。当時、日本のメモリメーカーは大型コンピュータ向けの製品を中心に展開していた一方、米国のパソコンメーカーは企業や個人向けのパソコン製造に移行していたため、よりニーズに適した台湾や韓国製のメモリが選ばれるようになりました。その後、1991年に締結された第2次協定では輸出数量の制限が撤廃され、1996年には協定自体が完全に失効しました。結果として、当初の規制は産業構造の変化を後押しする形となりました。

2002年——ブッシュ政権の関税措置「鋼鉄セーフガード」は1年半で撤回

ブッシュ政権は、国内鉄鋼産業の再建と雇用保護を目的として、鉄鋼製品に最大30%の追加関税を課すセーフガード（緊急輸入制限）措置を発動しました。これに対抗し、EU（欧州連合）は報復リストを発表しました。米国の象徴的な製品が追加関税の対象となり、与党・共和党の議員らの選挙区に関連する産業が含まれました。政治的な圧力を狙った意味合いが強かったと考えられています。その後、WTO（世界貿易機関）はこの関税措置を違反と裁定し、国際社会からの批判が集中しました。当初は恩恵を受けると考えられていた製鉄所や他の製造業も、関税による原材料コストの上昇により、年間約20億米ドルの負担増を強いられることが明らかになりました。こうした状況を受け、ブッシュ政権は次期選挙への影響を懸念し、発動からわずか1年半で関税措置を全面撤回しました。

2018年——鋼鉄・アルミニウム関税は「同盟国優遇」へ修正

第1次トランプ政権は、国家安全保障の確保を目的として、全世界に対し鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の一法律を課しました。しかし、対中戦略を進める上で同盟国との連携が不可欠となり、2021年に発足したバイデン政権はこの方針を見直しました。EU向けには関税割当制度を導入し、割当枠内での輸入に対しては関税を免除しました。その後、この措置は日本、イギリス、オーストラリアにも拡大されました。一方で、コロナ禍の影響による世界的なサプライチェーンの混乱とインフレ圧力の高まりにより、製造業の中国依存が国際的な課題として浮き彫りになりました。産業構造は各国で複雑に絡み合っており、一国のみの保護主義的な政策では構造的な変革を実現するのは困難であることが明らかになりました。

2018～2019年——対中関税における「企業ロビー」と「物価」の狭間

米国が総額3,600億米ドル相当の中国からの輸出品に対して平均20%の関税を課した結果、医療品や生活必需品の価格が上昇しました。しかし、2019年に米中間で第1段階合意が成立し、1,200億米ドル分の輸入品に対する関税は7.5%に引き下げられました。さらに2022年以降は、2,000品目以上が一時に関税の対象から除外されています。これは、企業によるロビー活動^{*2}やコスト増によるインフレ懸念が影響した結果とされています。一方で、半導体については安全保障上の重要性から、引き続き厳しい規制が維持されています。この方針はバイデン政権下でも継続され、インフレ対策には柔軟な姿勢をみせる一方で、防衛関連には厳格な対応を続けています。

このように歴史を振り返ってみると、一定のパターンがみられるように思います。果たして今回も同じような展開をたどるのでしょうか。完全な自由貿易を目指す必要はないにしても、合理的かつ相互に発展可能な政策が実現されるのかどうか、今後の展開を慎重に見守っていきたいと思います。

今後多くの企業と対話し、中長期的に収益改善が見込まれるお宝株を発掘していきます。

*1 DRAM : 動的ランダムアクセスメモリの略で、コンピュータやスマートフォンなどの電子機器で使われる一時的な記憶装置の一種です。

*2 企業ロビー活動 : 企業が自社の利益を守ったり促進したりするために、政府や議会、規制当局などの政策決定者に対して働きかけを行う活動のことです。

発動年	措置	当初の内容	撤回・緩和のタイミング	撤回・緩和のきっかけ
1930年	スムート＝ホーリー関税法	20,000品目以上の輸入品に対して、平均40%前後の高関税率を設定	1934年に、大統領に関税引き下げ権限を付与し、段階的に関税を引き下げた。	世界貿易の急減、第二次世界大戦に伴う景気悪化
1986年	日米半導体協定	日本製DRAMに対して輸出数量の制限と最低価格の設定を導入	1991年に、第2次協定で輸出数量の制限を撤廃。1996年に、協定は完全失効。	米国パソコンメーカーが日本製から台湾・韓国製に調達先をシフトしたことによる協定の形骸化
2002年	ブッシュ政権の鉄鋼セーフガード措置	鉄鋼製品に対して最大30%の追加関税を課すなどの輸入制限	2003年に、WTO協定違反と認定され、報復リスクを受けて措置を撤回。	WTO協定違反、EUの報復措置による米国企業のコスト増
2018年	第1次トランプ政権の鉄鋼・アルミニウム関税	全世界に対して鉄鋼25%、アルミニウム10%の一法律を導入	2021年に、EU向けの関税割当制度を導入。2022年から2023年に、日英豪に対しても同様の措置を導入。	インフレ圧力、同盟国との対中連携を重視、WTOへの提訴回避
2018～2019年	対中追加関税	総額3,600億米ドル相当に対して平均20%の関税率を段階的に導入	2019年に、第1段階合意で1,200億米ドル分の関税を7.5%に引き下げ。2022年から2024年に、2,000品目以上を対象から除外。	食品・医薬品の供給逼迫、米国企業のコスト増によるインフレ懸念、企業ロビー活動

出所：各種報道をもとに明治安田アセットマネジメント作成

※当資料に掲載されたいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

明治安田セレクト日本株式ファンド 《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

ファンドの目的

明治安田セレクト日本株式ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を上げることを目標に運用を行います。

※TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

TOPIXの指値値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指値値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

2 銘柄選定にあたっては、企業を取り巻く経済・社会環境および事業環境の変化に対応して、今後成長が期待できる産業分野の中から、継続して成長が期待できる質の高いと判断される銘柄に厳選の上、中長期的な観点から投資します。

3 株式の組入比率は、純資産総額に対して原則として高位を保ち、業種分散、流動性等に配慮のうえ投資します。

※投資環境、資金動向等を勘案して、ファンドマネージャーの判断で、組入れ銘柄数の調整や、先物取引等を利用して実質株式組入比率を引下げる等の調整を行うことがあります。

分配方針

年1回(12月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。

これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

明治安田セレクト日本株式ファンド

《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。 以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお 問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販 売会社へお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当 日の申込みとします。なお、販売会社によ ては受付時間が異なる場合がありますので、詳 しくは販売会社にお問合せください。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外國為 替取引の停止その他やむを得ない事情があ るときは、申込みの受付を中止すること、およ びすでに受けた申込みの受付を取消すこ とがあります。
信託期間	無期限(2000年12月27日設定)
継上償還	委託会社は、受益権の総口数が3億口を下 回った場合、この信託契約を解約するこ とが受益者のため有利であると認めるとき、また はやむを得ない事情が発生したときは、受託 会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信 託を終了させることができます。
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて 分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」およ び「分配金再投資コース」があります。なお、 お取扱い可能なコースおよびコース名に ついては、異なる場合がありますので、販 売会社へお問合せください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用が可能ですが、益金不算入制 度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を 満たした場合に少額投資非課税制度(NISA) の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定 (成長投資枠)」の対象です。販売会社によ って取扱いが異なる場合があります。詳 しくは、販売会社へお問合せください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内 容が変更されることがあります。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として 販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳細については、お申込みの各販売会社まで お問合せください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務 手続き等の対価として販売会社にお支払 いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.375%(税 抜1.25%) の率を乗じて得た額がファンドの計 算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々 の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間 の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合 は翌営業日)および毎計算期末または信託終 了のとき、信託財産中から支払われます。 内訳
配分	料率(年率)
委託会社	0.55%(税抜0.5%)
販売会社	0.77%(税抜0.7%)
受託会社	0.055%(税抜0.05%)
合計	1.375%(税抜1.25%)

その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)とし て監査法人に年0.0044%(税抜0.004%)を 支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介 人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプ ション取引等に要する費用、資産を外国で保管 する場合に当該資産の保管や資金の送金等に 要する費用として保管銀行に支払う保管費用、 その他信託事務の処理に要する費用等がある 場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等によ り変動しますので、事前に料率、上限額等を 表示することができません。また、監査費用 は監査法人等によって見直され、変更され る場合があります。
----------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に
応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

設定・運用は

明治安田アセットマネジメント

最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田セレクト日本株式ファンド
《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会			備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
銀行					
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		*
株式会社莊内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○		*
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○ *
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
証券会社					
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		*
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○ ○	○ *
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○ ○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		*
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○ ○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○ ○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○ ○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○ ○

* 現在、新規の販売を停止しております。

明治安田セレクト日本株式ファンド 《愛称》初くん

追加型投信／国内／株式

当資料ご利用にあたっての留意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さんに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指標・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

委託会社、その他関係法人の概要

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

<ファンドに関するお問い合わせ先>

明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル 0120-565787 (営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社りそな銀行

販売会社 ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。

販売会社一覧をご覧ください。